

千葉市教育研究奨励賞要綱

学校教育部教育指導課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市教職員研修の充実、資質の向上のため各教科等において、研究実践活動が特に顕著な者に対し千葉市教育研究奨励賞（以下「研究奨励賞」という。）を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展を期するとともに、全教職員の研究奨励を図るため、研究奨励賞の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(教科等)

第2条 研究奨励賞を授与する教科等は、次のとおりとする。

- ① 教科
 - ※国語科には書写・学校図書館教育を含む
 - ※外国語科には外国語活動を含む
- ② 道徳・人権教育
- ③ 総合的な学習の時間
- ④ 特別活動
- ⑤ 特別支援教育
- ⑥ 情報教育（視聴覚メディア含む）
- ⑦ 学年・学級経営
- ⑧ 生徒指導・教育相談
- ⑨ 健康・安全・保健教育
- ⑩ 国際教育
- ⑪ 環境教育（学校園含む）
- ⑫ キャリア教育（進路指導含む）
- ⑬ ボランティア教育
- ⑭ 校内研修
- ⑮ 学校事務・学校給食
- ⑯ その他

(選考の基準)

第3条 各教科等、その他の学校教育に関し、研究、実践等の実績が特に顕著であり、その成果がこれからの本市の学校教育の充実に寄与する内容を有する者を、研究奨励賞授与者として選考するものとし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 人格識見に優れ、教職経験10年以上、千葉市在職8年以上の者を原則とする。ただし、校長、副校長、教頭は除く。
- (2) 分野別の人数は、各教科等の授業時数の割合や携わる職員の数等を考慮する。なお、原則として同一校からは1名とする。
- (3) 同一年度内に、個人が21世紀を拓く課題研修、長期研修生、海外派遣等と

重複することは避ける。

- (4) 同一校の連続受賞は考慮する。
- (5) 候補者の推薦については、一分野で数名程度とする。
- (6) 選考人数は年度毎に決定する。

(授与の方法等)

第4条 研究奨励賞の授与は、表彰状をもって行う。

2 研究奨励賞の授与は、毎年1回、2月に行う。

(教育研究奨励賞授与者選考委員会)

第5条 教育研究奨励賞授与者を選考するため、教育研究奨励賞授与者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- ① 学校教育部長
- ② 教育総務部教育職員課長
- ③ 学校教育部学事課長
- ④ 学校教育部教育改革推進課長
- ⑤ 学校教育部教育指導課長
- ⑥ 学校教育部教育支援課長
- ⑦ 学校教育部保健体育課長
- ⑧ 教育センター所長
- ⑨ 養護教育センター所長

(2) 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学校教育部長及び学校教育部教育指導課長をもって充てる。

(3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を整理し、委員会を代表する。

(4) 委員会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(5) 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和2年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。